

子ども・子育て会議の役割について

1 「十日町市子ども・子育て会議」とは

平成 24 年 8 月 「子ども・子育て関連 3 法」 成立

<目的>

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する

平成 27 年 4 月 「子ども・子育て支援新制度」 スタート

<目的>

- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ・ 保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善
- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実

<実施にあたって>

市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づいて計画を策定し事業を実施

十日町市では、

平成 27～31 年度『十日町市子ども・子育て支援事業計画』

令和 2～6 年度『十日町市子ども・子育て応援プラン』

令和 7～11 年度『十日町市こども計画』

を策定

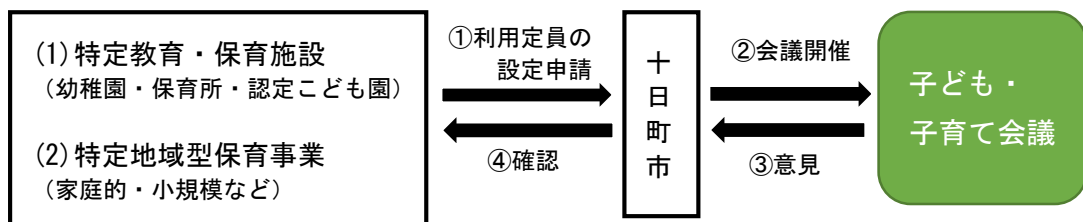
十日町市子ども・子育て会議

計画の進捗管理や子育てに関する施策に関して、市の実情を踏まえた施策が実施されるよう保護者、関係団体の推薦を受けた者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、公募市民から意見を聴くことを目的としています。

※年に 2 回(計画策定前年度は 3 回)程度開催予定

2 審議事項 <十日町市子ども・子育て会議条例 第 2 条 所掌事項>

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること



- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定等に関し、意見を述べること

